

# 伊 勢 市 公 報

第 175 号  
平成 25 年 2 月 20 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	3
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	5
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	7
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	11
<b>宮川右岸御菌土地改良区総代選挙選挙長告示</b>	
○ 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙関係	
・ 候補者の届出について	12
・ 無投票の確定について	14
・ 選挙会の日時及び場所について	15
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	16
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	17
○ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿関係	
・ 伊勢市農業委員会選挙人名簿の縦覧場所について	18
○ 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	19
・ 選挙長の行う告示の方法について	20
・ 候補者届出書等の提出場所について	21
・ 候補者届出書等の様式について	22
・ 投票用紙等に押すべき印について	23
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	24
・ 選挙立会人の選任について	25
・ 投票用紙の様式について	26
○ 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙立会人の変更について	28
<b>議会告示</b>	
○ 伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示について	29
<b>上下水道告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	31
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	32
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	33

○ 農用地利用集積計画について	34
○ 職権による住民票消除について	35
○ 印鑑登録の職権抹消について	36
○ 犬の抑留について	37
○ 公示送達	38
○ 伊勢市都市計画道路の案の縦覧について	41
<b>教育委員会公告</b>	
○ パブリックコメントの実施結果について	43
○ パブリックコメントの実施結果について	44
<b>病院事業公告</b>	
○ パブリックコメントの実施について	45

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 伊勢市規則第 3 号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 24 年伊勢市条例第 24 号）第 1 条の規定及び伊勢市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 24 年伊勢市条例第 26 号）の施行期日は、平成 25 年 3 月 1 日とする。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 4 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 桜木団地の項及び離宮山住宅の項を削る。

別表第 2 に次のように加える。

大湊団地駐車場	伊勢市大湊町 362 番地 1	63 区画
---------	-----------------	-------

別表第 3 に次のように加える。

大湊団地駐車場	1,000 円	63 台
---------	---------	------

様式第 1 号、様式第 3 号から様式第 6 号まで、様式第 8 号から様式第 19 号まで及び様式第 21 号から様式第 23 号までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ  
うに定める。

平成 25 年 2 月 12 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第8中待機手当の部を次のように改める。

待機 手当	<p>正規の勤務時間以外の時間において、救急患者等に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた医師、歯科医師</p>	<p>待機1回につき、1,200円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円</p> <p>(1) 当該月に当番日（休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。）の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機</p> <p>(2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機</p>
----------	--	---



	(3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
正規の勤務時間以外の時間において、救急患者等に対処するために自宅等で待機することを命ぜられた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師	待機1回につき 1,200円

附 則

この規程は、公表の日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

伊勢市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成25年2月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 藤 原 孝 博

伊勢市西豊浜町 3053 番地

変更後 野 呂 勝 治

伊勢市西豊浜町 3683 番地 2

伊勢市教育委員会告示第2号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成25年2月13日

伊勢市教育委員会  
委員長 中居信明

記

- 1 日時 平成25年2月25日(月)午後7時
- 2 場所 伊勢市教育委員会(小俣総合支所)2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第3号 就学等に関する規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

平成25年3月1日現在で調製の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条  
第1項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成25年2月4日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
伊勢市役所東庁舎4階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 3月3日（日）から同月7日（木）までの5日間  
(公職選挙法第23条)

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成25年2月4日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
伊勢市役所東庁舎4階  
伊勢市選挙管理委員会室  
※休日は、本庁舎1階守衛室

(参考)

縦覧期間 3月3日（月）から同月7日（木）までの5日間  
（公職選挙法施行令第23条の11）

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

平成25年1月1日現在で調製の伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所を、  
下記のとおり定めます。

平成25年2月4日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
伊勢市役所東庁舎4階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 2月23日(木)から3月9日(金)までの15日間  
(農業委員会等に関する法律第11条の規定による、公職選挙法第23条第1項の読み替え準用及び公職選挙法第270条の準用)

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

平成25年2月22日任期満了の宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成25年2月12日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市郎

記

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1 選挙期日     | 平成25年2月19日(木) |
| 2 投票時間     | 午前9時から午後3時まで  |
| 3 選挙すべき総代数 | 30人           |

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙における選挙長の行う  
告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成25年2月12日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市郎



伊勢市選挙管理委員会告示第6号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御菌土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成25年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

提出場所 伊勢市御菌町長屋1221番地  
宮川右岸御菌土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御菌土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成25年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第19号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第16号様式の17を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御薊土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に  
押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成25年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記



伊勢市選挙管理委員会告示第9号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成25年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
省略	中村 宏	省略	北村 和生

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

平成 25 年 2 月 19 日 執行の宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙における選挙立会人を、  
下記のとおり選任します。

平成 25 年 2 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市郎

記

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	小西 久次	省略	山崎 和男

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 25 年 2 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

平成二十五年  
執行 宮川右岸御藪土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしゃしめい  
候補者氏名

--

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

選挙立会人の変更について

平成 25 年 2 月 12 日付 伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号中の平成 25 年 2 月 19 日執行の宮川右岸御薊土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり変更します。

記

平成 25 年 2 月 19 日に職務を行うべき選挙立会人の変更

	住 所	氏 名
変更後	省略	西井 幸平
変更前	省略	山崎 和男

平成 25 年 2 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎



宮川右岸御藪土地改良区選挙長告示第1号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御藪土地改良区総代選挙における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成25年2月13日

宮川右岸御藪土地改良区総代選挙  
選挙長 中 村 宏

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	こうほしむしめい 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	2.13	本人	北川 源吉	男	省略	S27.5.22	60	無所属	農 業
2	2.13	本人	北村 文一郎	男	省略	S23.8.30	64	無所属	農 業
3	2.13	本人	北村 幸重	男	省略	S27.10.19	60	無所属	農 業
4	2.13	本人	曾野 政成	男	省略	S32.4.24	55	無所属	会社員兼農業
5	2.13	本人	松本 昇	男	省略	S20.5.17	67	無所属	農 業
6	2.13	本人	松月 昭	男	省略	S33.10.21	54	無所属	農 業
7	2.13	本人	森北 利七男	男	省略	S21.8.20	66	無所属	農 業
8	2.13	本人	吉崎 和生	男	省略	S16.11.13	71	無所属	農 業
9	2.13	本人	渡邊 正道	男	省略	S15.11.7	72	無所属	農 業
10	2.13	本人	大西 幸夫	男	省略	S25.11.27	62	無所属	農 業
11	2.13	本人	大西 安隆	男	省略	S7.7.7	80	無所属	農 業
12	2.13	本人	中居 弘和	男	省略	S11.11.28	76	無所属	農 業
13	2.13	本人	中西 正則	男	省略	S35.4.13	52	日本共産党	農 業
14	2.13	本人	前村 吉生	男	省略	S26.2.3	62	無所属	農 業
15	2.13	本人	山崎 和男	男	省略	S27.3.4	60	無所属	自営業兼農業
16	2.13	本人	山崎 稔	男	省略	S21.3.7	66	無所属	農 業
17	2.13	本人	世古口 明人	男	省略	S42.6.9	45	無所属	会社員兼農業
18	2.13	本人	世古口 清治	男	省略	S24.2.24	63	無所属	農 業
19	2.13	本人	中居 昇	男	省略	S27.2.8	61	無所属	会社員兼農業
20	2.13	本人	山口 亨	男	省略	S17.2.25	70	無所属	農 業
21	2.13	本人	中西 武男	男	省略	S16.9.20	71	無所属	農 業
22	2.13	本人	中谷 道夫	男	省略	S22.9.4	65	無所属	農 業
23	2.13	本人	奥野 茂	男	省略	S27.5.27	60	無所属	農 業
24	2.13	本人	奥野 正	男	省略	S24.9.22	63	無所属	農 業
25	2.13	本人	奥野 憲生	男	省略	S25.1.19	63	無所属	農 業
26	2.13	本人	西尾 敏	男	省略	S23.3.5	64	無所属	農 業
27	2.13	本人	赤羽根 正信	男	省略	S22.12.2	65	無所属	農 業
28	2.13	本人	藤村 庄司	男	省略	S31.1.15	57	無所属	会社員兼農業
29	2.13	本人	山下 秀和	男	省略	S25.11.6	62	無所属	農 業
30	2.13	本人	安田 政己	男	省略	S22.9.22	65	無所属	会社員兼農業

宮川右岸御藪土地改良区選挙長告示第2号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御藪土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成25年2月13日

宮川右岸御藪土地改良区総代選挙  
選挙長 中 村 宏

宮川右岸御菌土地改良選挙長告示第3号

平成25年2月19日執行の宮川右岸御菌土地改良区総代選挙における選挙会の  
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成25年2月13日

宮川右岸御菌土地改良区総代選挙  
選挙長 中 村 宏

記

- |   |     |                         |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成25年2月19日（火）午前10時      |
| 2 | 場 所 | 伊勢市御菌町長屋1221番地<br>御菌公民館 |

伊勢市議会告示第1号

伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年2月1日

伊勢市議会議長 杉村 定男

## 伊勢市議会図書規程の一部を改正する告示

伊勢市議会図書室規程（平成20年伊勢市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第18項」を「第100条第19項」に改める。

第2条第1号中「第100条第16項及び第17項」を「第100条第17項及び第18項」に改める。

### 附 則

この告示は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

## 伊勢市上下水道事業告示第5号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成25年2月15日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成25年2月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成25年3月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
岡本3丁目、常磐1丁目、浦口1丁目、中島1丁目、磯町、御菌町  
王中島、御菌町新開、御菌町上條及び御菌町小林の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成25年2月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
99	株式会社大一建設	伊勢市宇治浦田3丁目 35番24号	平成25年2月6日



伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成25年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	事業者名	所在地	指定年月日
326	今井設備	松阪市高須町 3850番地 3	平成 25 年 2 月 12 日
327	三重シンリョー設備株式会社	津市雲出本郷町 1805 番地 25	平成 25 年 2 月 13 日

伊勢市公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成25年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 8 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 4 項の規定により公告します。

平成 25 年 2 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 職権消除年月日

平成 25 年 1 月 25 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
伊勢市一之木 4 丁目 13 番 20 号	桜井 俊輔

伊勢市公告第9号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）第13条第1項第5号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第2項の規定により公告します。

平成25年2月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抹消年月日

平成25年1月25日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	印鑑登録番号
伊勢市一之木4丁目13番20号	桜井 俊輔	27237

## 伊勢市公告第 10 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 2 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	常磐町	チワワ	黒茶	雄	小	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 25 年 2 月 4 日

3 抑留期限 平成 25 年 2 月 12 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 11 号

公 示 送 達

下記の者の平成 24 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 2 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	30111-6	青海  託
2	5716-9	荒木  宏
3	38187-0	石井  肇
4	19055-1	石田  好子
5	5826-2	石原  とき子
6	26667-1	内田  博
7	28567-6	大橋  晃洋
8	19121-3	奥井  匡
9	57665-4	奥野  久美子
10	12206-8	奥村  恒省
11	51239-7	株式会社 伊勢環境エンジ
12	56722-1	株式会社 伊勢原木

13	56735-3	株式会社 綜和
14	4574-8	株式会社 マルキ
15	4576-4	株式会社 丸二
16	4578-1	株式会社 ミキヤ
17	2185-7	株式会社 モーレス
18	61881-1	川井 きみゑ
19	60877-7	川端 清文
20	6867-5	川端 宗六
21	59636-1	神田 正弘
22	5526-3	共栄商事 有限会社
23	59649-3	協和 株式会社
24	7074-2	桐田 喜三郎 外1名
25	22164-3	香林 富美子
26	31501-0	雑賀 あい
27	56609-8	三和都市開発 株式会社
28	12347-1	諸葛 美千枝
29	61397-5	杉本 結城
30	37601-9	莊司 寅太郎
31	7812-3	高木 たね
32	23829-5	高木 一
33	16862-9	高木 政雄
34	64231-2	高澤 みつ
35	7821-2	高田 藤太郎
36	55171-6	田邊 尚
37	11118-0	谷口 よしゑ
38	63997-4	辻井 幸次郎
39	22059-1	竹内 金之助
40	47528-9	徳原 光男
41	8370-4	中井 敏正
42	30436-1	中川 豊治
43	62937-5	長嶋 利夫
44	62790-9	永多 壽美子

45	8552-9	中田 辰吉
46	40388-1	中西 初男
47	36433-9	中村 彌壽男
48	8931-1	中山 よし
49	8928-1	中山 平助
50	46054-1	新良 信吾
51	3980-2	西 睦央
52	11267-4	西口 久男
53	34586-5	西村 きみゑ
54	59387-7	濱口 佐助
55	52780-7	濱口 仁
56	69824-5	早川 すゑの
57	18621-0	樋口 あきへ
58	9768-3	福井 文吉
59	61073-9	豊昭建設 株式会社
60	30114-1	牧野 裕
61	10087-1	松嶋 小すゑ
62	10316-1	宮本 コセキ
63	10335-7	向井 清 外1名
64	10434-5	森 金藏
65	69410-0	森下 淳
66	51122-6	有限会社 伊勢湾開発
67	2937-8	有限会社 三建総合コンサルタント
68	72240-5	有限会社 竹中工作所
69	1707-8	有限会社 山高建設
70	23758-2	脇田 妙子
71	51008-4	ワセン開発三重



## 伊勢市公告第 12 号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成 25 年 2 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路

3・5・55 号 一之木常磐線

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所地域振興課

小俣総合支所地域振興課

御園総合支所地域振興課

伊勢市立伊勢図書館

### 4 縦覧期間

自 平成 25 年 2 月 15 日（金）

至 平成 25 年 3 月 1 日 (金)

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

## 伊勢市教育委員会公告第1号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第2次伊勢市食育推進計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成25年2月13日

伊勢市教育委員会  
委員長 中居 信 明

- 1 案の題名  
第2次伊勢市食育推進計画（案）
- 2 案の公告日  
平成24年12月21日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
  - ① 修正箇所と理由
    - ・P19の（2）④幼稚園・保育所等での食育の推進
    - ・子ども向けレシピの紹介を求める意見に対応するため
  - ② 修正  
(修正前)  
保育所等の給食献立表を配布し保護者への食育に関する情報提供につなげます。  
(修正後)  
保育所等や子育て支援センターにおいて、給食献立表や子ども向けおやつレシピなどを配布し、保護者への食育に関する情報提供につなげます。

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部健康課、こども課、産業観光部商工労政課、農林水産課、教育委員会事務局学校教育課に備えて縦覧に供します。

## 伊勢市教育委員会公告第2号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第2次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成25年2月13日

伊勢市教育委員会

委員長 中居信明

- 1 案の題名  
第2次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）
- 2 案の公告日  
平成24年12月21日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市病院事業公告第1号

新市立伊勢総合病院建設基本計画を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり新市立伊勢総合病院建設基本計画（案）を公表します。

なお、新市立伊勢総合病院建設基本計画の策定について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成25年2月1日

伊勢市病院事業管理者 藤本昌雄

### 1 公表する計画案

新市立伊勢総合病院建設基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 市立伊勢総合病院総合案内
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 25 年 2 月 1 日（金）

至 平成 25 年 2 月 28 日（木）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

#### (2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「新市立伊勢総合病院建設基本計画の策定」に対する意見として、市立伊勢総合病院新病院建設推進課に持参、

郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

また、伊勢総合病院総合案内、市役所本館1階市民ホール、各総合支所地域振興課に設置の意見募集箱へ直接投函して頂いても構いません。

[提出先]

市立伊勢総合病院新病院建設推進課 市立伊勢総合病院2階

郵送 〒516-0014

伊勢市楠部町3038 市立伊勢総合病院新病院建設推進課

ファクシミリ 0596-27-2315

電子メール hos-kensetu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成25年2月28日(木)【必着】

(4) 問い合わせ先

市立伊勢総合病院新病院建設推進課 電話 0596-63-9052